平成２１年（フ）第６８５号
札幌市北区屯田５条２丁目10番１号
破産者　伊藤美枝子
１　破産債権の届出期間　平成21年10月６日まで
２　一般調査期日　平成21年11月17日午後４時30分
平成21年９月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９０号
堺市西区上野芝町３丁６―54、住民票上の住所大阪府和泉市弥生町３丁目14番15号
破産者　野村　俊人
１　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
２　一般調査期日　平成21年11月９日午後３時30分
平成21年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４３０号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目14番35号
破産者　高橋　恵里
１　破産債権の届出期間　平成21年10月８日まで
２　一般調査期日　平成21年11月19日午前11時50分
平成21年９月３日
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第８８２号
大分市大字奥593番地
破産者　三浦　道也
特別調査期間　平成21年10月１日から平成21年10月15日まで
平成21年９月３日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産管財人変更

平成２１年（フ）第４４号
秋田県能代市清助町６番４号
破産者　本庄　　實
破産管財人　池条　有朋が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　面山　恭子
平成21年９月１日　秋田地方裁判所能代支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第８２２号
宮崎市波島１丁目１番８号　第３崎原マンション316号
破産者　川越　奈美
異議申述期間　平成21年10月29日まで
平成21年９月３日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第２５０号
愛知県一宮市時之島字古薬師27番地　時之島住宅２―105、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町小日比野字中牧33番地２
破産者　吉川なぎさ（開始決定時の姓吉川）
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０５５号
東京都港区虎ノ門４丁目３番20号神谷町ＭＴビル14階
清算株式会社　株式会社ニューシティコーポレーション
代表清算人　山田　洋一
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０８１号
東京都葛飾区四つ木４丁目10番11号
清算株式会社　金剛タイヤ工業株式会社
代表清算人　金子　　清
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０３１号
大阪府寝屋川市成田東町21番６号
清算株式会社　株式会社オフィスセンター
代表清算人　二宮　誠行
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第５０１号
福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21番地
清算株式会社　株式会社ＪＡＬスカイ福島
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所白河支部

平成２０年（ヒ）第１４号
横浜市港北区篠原町3014番地１
清算株式会社　クエスト・インターナショナル・ジャパン株式会社
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（ヒ）第３０１８号
大阪市平野区平野本町２丁目８番26号
清算株式会社　株式会社メトロポリタン
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第３０２９号
大阪府茨木市耳原１丁目３番11号
清算株式会社　株式会社大島製作所
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２１年（再）第４４号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目11番１号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県比企郡吉見町大字長谷字八幡1925番地
再生債務者　シロックス物流株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区高麗橋４丁目４番９号　淀屋橋ダイビル２階　弁護士法人大阪西総合法律事務所　弁護士　石井　教文
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成21年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第２３号
愛知県常滑市金山字石田34番地
再生債務者　株式会社タカハシ工機製作所
１　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年10月20日から平成21年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第４号
兵庫県芦屋市楠町８番16号
再生債務者　株式会社関西マルキン
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月２日から平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係